## 中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱の一部改正(案) 新旧対照表

新(改正後)	IΞ	備考
<ul> <li>(組織及び役割)</li> <li>第3条 自治協議会には、次に掲げる部会を置くものとする。</li> <li>(1)地域活性化部会</li> <li>(2)福祉・安心安全部会</li> <li>(3)地域と学校部会</li> <li>(4)水辺とみなと部会</li> <li>(5)中央区自治協議会だより編集部会</li> </ul> 2 前項各号における部会の所管する分野は、次に掲げる	(組織及び役割) 第3条 自治協議会に置く部会は、常任部会と特別部会と する。 2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に	
とおりとする。 (1) 地域活性化部会 産業振興、観光、賑わいづくり など (2) 福祉・安心安全部会 地域包括ケア、福祉、防災・防犯 など (3) 地域と学校部会 地域と学校の連携、青少年健全育成、生涯学習、生活環境 など (4) 水辺とみなと部会 歴史、文化振興、みなと、鳥屋野潟 など (5) 中央区自治協議会だより編集部会 「中央区自治協議会だより」の編集	掲げるとおりとする。	

新 (改正後)	旧	備考
<ul> <li>3 部会は、所管する分野及び区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項、その他部会が必要と認める事項を調査、審議及び検討する。</li> <li>4 (略)</li> </ul>	(魅力的で活力あふれる拠点のままか)       (安心してす こやかに暮れりたやすららせるままか)       (本と緑が調和したやすらぎのあるままか)         3 部会は、所管する分野における課題、区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項その他部会が必要と認める事項を調査、審議及び検討する。         4 (略)	
第4条 自治協議会の委員は、前条第1項に規定する部会のうち「中央区自治協議会だより編集部会」を除く他の部会(以下「4部会」という。)のいずれか1つの部会へ所属する。 2 4部会に所属する委員(以下「部会委員」という。)数は、均衡を図るよう努める。 3 「中央区自治協議会だより編集部会」の部会委員は、4部会の部会委員から各2名の委員をもって構成する。 4 (略)	部会のうち「中央区自治協議会だより編集部会」を除く他の部会(以下「3部会」という。)のいずれか1つの部会へ所属する。  2 3部会に所属する委員(以下「部会委員」という。)数は、均衡を図るよう努める。	
附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則	附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則	

新(改正後)	旧	備考
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。	この要綱は、平成27年4月1日から施行する。	1113 3
附則	附則	
この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。	この要綱は、平成27年4月23日から施行する。	
一 この安神は、十成 27 年 4 月 25 日かり旭行 y る。   附 則	(追加)	
	(追加)	
<u>この安納は、十成 25 年 4 月 1 日かり地行りる。</u>		